

平成28年5月16日

各 位

会 社 名 ジオマテック株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 松 崎 建 太 郎
(J A S D A Q コード : 6 9 0 7)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 経 理 財 務 部 長 河 野 淳
電 話 番 号 0 4 5 - 2 2 2 - 5 7 2 0

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、及びそれに伴い「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第63期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものです。

(2) 移行の時期

本年6月29日開催予定の第63期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第28条(社外取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ④ 取締役会の決議方法につき、一部字句の修正を行うものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成28年6月29日
定款変更の効力発生日(予定)	平成28年6月29日

以 上